破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９７号
群馬県高崎市小八木町1094番地５
債務者　関　彡比子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９８号
群馬県高崎市小八木町1094番地５
債務者　関　　保政
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２０２４号
北海道江別市大麻栄町36番地の10
債務者　瀧　　和彦
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１号
札幌市白石区北郷５条６丁目５番25―201号
債務者　富井　　孝
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２号
札幌市白石区北郷５条６丁目５番25―201号
債務者　富井　美幸
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９３号
札幌市南区藤野１条10丁目10番１号
債務者　田村奈穂美
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１９号
札幌市清田区平岡５条１丁目１番11号　長土居アパート１号
債務者　佐々木裕美
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２９号
札幌市中央区南７条西12丁目１番24号　サンリバー南７条106号
債務者　杉本　亜希
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４５号
札幌市北区西茨戸１条１丁目５番７号　ドミトリーグラウトⅡＢ号
債務者　日尾　義昭
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４６号
札幌市北区西茨戸１条１丁目５番７号　ドミトリーグラウトⅡＢ号
債務者　日尾智恵子（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６０号
札幌市西区二十四軒２条３丁目２番13号　パークヒルズ24―103号
債務者　福田　康則
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７４号
札幌市南区北ノ沢１丁目１番41号
債務者　野竹　敏光
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８２号
札幌市中央区北３条西13丁目３番地　ダイアパレス北３条406号
債務者　菅原千世美
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０１号
北海道千歳市信濃４丁目14番17号
債務者　水上　広子
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１６号
札幌市北区北34条西３丁目３番１号　エスポワール34―101号
債務者　菊地　典子（旧姓岩田）
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３６号
札幌市西区八軒１条東１丁目６番７号　アスターハイツヤマチカ402号
債務者　高木　奈々
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７０号
札幌市北区新琴似10条12丁目11番４号、住民票上の住所札幌市北区新琴似９条13丁目９番５号
債務者　丸矢　正美
１　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部